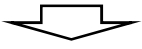


1 本人（保護者）の申し出



(整理) 社会的障壁である…

(A)

をなくす、解消するために 【目標：除去】

(B)

を学校に求めます。 【手段：合理的配慮】

※ (A) (B) いずれかが不足していれば、聴取します。

2 合理的配慮の検討【(A)の検討】

(1) 本人の学習上または生活上の困難さの様子【現状の把握】

(2) 考えられる背景・要因【原因の推測】

(3) 心理検査の所見、診断書、通級担当教員・心理士等の見立てから【客観性の確保】

(4) 社会的障壁の除去の必要性 (→「①共に学べるか」「②十分な教育を受けられるか」)【上位目標の確認】

3 合理的配慮の検討【(B)の検討】

①社会的障壁の除去が実現できるか	→
②実行可能か	→
③効率的か(より効率的な手段はないか)	→
④副作用はないか(副作用にどう対応するか)	→
⑤教職員間でどう合意形成を図るか	→

※過重な負担の場合の代替案【(B')】

(B')

4 個別の教育支援計画、個別指導計画への記入【合意形成①】

5 本人（保護者）への説明【合意形成②】

①建設的な対話ができただか	→
②合意形成が得られたか	→

※ 合意形成が得られない場合→継続相談、または異議申し立て相談窓口【教育委員会指導室】へ

6 合理的配慮の提供【実施】

7 合理的配慮の評価【1または2へ→PDCAサイクルの構築】

①必要な場面で合理的配慮を提供できたか	→ (改善案)
②社会的障壁を除去できたか	→ (改善案)